

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（20名）

委員長	藤原 正司	(民主)	田村 耕太郎	(自民)	黒岩 宇洋	(民主)
理事	秋元 司	(自民)	竹山 裕	(自民)	郡司 彰	(民主)
理事	鴻池 祥肇	(自民)	西銘 順志郎	(自民)	松井 孝治	(民主)
理事	朝日 俊弘	(民主)	林 芳正	(自民)	風間 赤	(公明)
理事	工藤 堅太郎	(民主)	山谷 えり子	(自民)	白浜 一良	(公明)
佐藤 泰三	(自民)	神本 美恵子	(民主)	亀井 郁夫	(国民)	
鈴木 政二	(自民)	木俣 佳丈	(民主)			(18.10.24 現在)

（1）審議概観

第165回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。また、前国会から継続審査となっていた本院議員提出4件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願4種類26件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案は、前国会に提出され、衆議院で継続審査とされたものである。委員会においては、本法律案と道州制及び地方分権改革推進法との関係、憲法95条による住民投票実施の必要性、北海道に道州制特別区域制度を導入する意義、本法律案により特定広域団体に委譲される事務・事業の内容、事業委譲に際しての人件費等に係る交付金の内訳、道州制特別区域推進本部の会議への北海道知事等の参画、道州制特区制度の一般道民及び国民への広報の必要性等について質疑を行い、7名の参考人から意見を聴取し、本法律案は、多数をもって可決された。

〔国政調査等〕

10月31日、第164回国会閉会後の6月27日及び28日の両日、大阪府及び京都府において実施した、警察及び皇室制度等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

11月7日、経済成長率と国民負担率の関係、医療、教育、雇用に関する現状認識及び改革の方向性、政府税制調査会の在り方、産科医を始めとする医師の偏在問題とその対策、北朝鮮による日本人拉致問題及び六者会合再開に向けた政府の対応、青少年有害情報対策としての立法の必要性、採用・人事制度の柔軟化、大学におけるキャリ

ア支援、中小企業向け融資等に係る再チャレンジ施策の在り方、食育の定義及び栄養教諭の具体的役割と配置促進の方策、飲酒運転の根絶に向けた取組、教育基本法の改正及び教育委員会改革の在り方等の諸問題について質疑を行った。

11月14日、外国人労働者受入れに係る財団法人国際研修協力機構の業務実態、優秀な人材確保に向けた国家公務員制度改革の必要性、風俗案内所を風俗営業法の対象とする必要性、携帯電話の有害サイトから子どもを守るためにフィルタリングサービスの普及促進、公益法人の指導監督基準見直し後の天下り状況及び公務員の再就職規制見直しの検討状況、内閣官房及び内閣府の機能・役割とその在り方、各府省の連携による自殺関連統計の見直し、関係機関の情報共有による消費者問題への対応、飲酒運転防止のためのひき逃げの厳罰化と体験教育の必要性、国民の実感が伴う景気回復に向けた公共投資の必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成18年10月24日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。

○平成18年10月31日（火）（第2回）

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成18年11月7日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 医療、教育、雇用をめぐる経済財政政策及び国民負担の在り方に関する件、産科医療機能の充実に関する件、北朝鮮による日本人拉致問題及び六者会合に関する件、青少年の育成及び有害情報の規制に関する件、再チャレンジ支援策に関する件、食育推進の在り方及び栄養教諭に関する件、教育基本法の改正に関する件等について大田内閣府特命担当大臣、塩崎内閣官房長官、高市内閣府特命担当大臣、溝手国家公安委員会委員長、佐田内閣府特命担当大臣、鈴木内閣官房副長官、田村内閣府大臣政務官及び政府参考人に對し質疑を行った。

〔質疑者〕 峰崎直樹君（民主）、木俣佳丈君（民主）、秋元司君（自民）、風間昶君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年11月14日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 公務員制度改革及び天下り規制に関する件、骨太の方針及び格差問題に関する件、改正風俗営業法の施行状況及び子どもの携帯電話利用の在り方に関する件、内閣官房及び内閣府の在り方に関する件、自殺対策の推進に関する件、飲酒運転対策に関する件、景気回復の現状及び今後の経済財政政策に関する件等について大田内閣府特命担当大臣、溝手国家公安委員会委員長、高市内閣府特命担当大臣、佐田国務大臣、塩崎内閣

官房長官、林内閣府副大臣、平沢内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、松井孝治君（民主）、朝日俊弘君（民主）、白浜一良君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年11月30日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（第164回国会閣法第90号）（衆議院送付）について佐田国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、林内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕秋元司君（自民）、風間昶君（公明）

また、同法律案について参考人の出席を求めるなどを決定した。

○平成18年12月5日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（第164回国会閣法第90号）（衆議院送付）について佐田国務大臣、望月国土交通副大臣、林内閣府副大臣、国井農林水産副大臣、武見厚生労働副大臣、大野総務副大臣、土屋総務大臣政務官、菅原厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕峰崎直樹君（民主）、木俣佳丈君（民主）、朝日俊弘君（民主）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年12月7日（木）（第7回）

- 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（第164回国会閣法第90号）（衆議院送付）について参考人第28次地方制度調査会委員松本英昭君、新潟大学大学院実務法学研究科助教授田村秀君、同志社大学法学部教授市川喜崇君、北海学園大学法学部教授横山純一君、北海道知事高橋はるみ君、財団法人太陽北海道地域づくり財團会長東原俊郎君及び北海道大学公共政策大学院教授山口二郎君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

・参考人（松本英昭君、田村秀君、市川喜崇君、横山純一君）に対する質疑

〔質疑者〕秋元司君（自民）、松井孝治君（民主）、白浜一良君（公明）

・参考人（高橋はるみ君、東原俊郎君、横山純一君、山口二郎君）に対する質疑

〔質疑者〕秋元司君（自民）、黒岩宇洋君（民主）、白浜一良君（公明）、亀井郁夫君（国民）

○平成18年12月12日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案（第164回国会閣法第90号）（衆議院送付）について佐田国務大臣、林内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕工藤堅太郎君（民主）、亀井郁夫君（国民）

(第164回国会閣法第90号) 賛成会派 自民、公明
反対会派 民主、国民

○平成18年12月14日（木）（第9回）

- 請願第3号外25件を審査した。
- 特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案（第164回国会参第2号）
戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案（第164回国会参第7号）
国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案（第164回国会参第13号）
国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案（第164回国会参第14号）
以上4案の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨

①成立した議案

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案 (第164回国会閣法第90号)

【要旨】

本法律案は、市町村の合併の進展による市町村の区域の広域化、経済社会生活圏の広域化、少子高齢化等の経済社会情勢の変化に伴い、広域にわたる行政の重要性が増大していることにかんがみ、道州制特別区域の設定、道州制特別区域基本方針の策定、道州制特別区域計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「道州制特別区域」とは、北海道地方又は自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる地域を一体とした地方（3以上の都府県の区域の全部をその区域に含むものに限る。）のいずれかの地方の区域の全部をその区域に含む都道府県であって政令で定めるもの（以下「特定広域団体」という。）の区域をいう。

二、基本理念

道州制特別区域における広域行政の推進（以下単に「広域行政の推進」という。）は、広域に分散して存在する産業、福祉、文化等の有する機能及び経済活動、社会活動その他の活動に利用される資源を有効かつ適切に組み合わせて一体的に活用すること、区域

内の各地域の特性に配慮しつつ、住民の福祉の向上並びに経済及び社会の発展に寄与すること、国と特定広域団体との適切な役割分担及び密接な連携の下に特定広域団体の自主性及び自立性が十分に發揮されることを旨として、行われなければならない。

三、道州制特別区域基本方針

政府は、広域行政の推進の意義及び目標に関する事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画及び当該計画の計画期間等を、広域行政の推進に関する基本的な方針（以下「道州制特別区域基本方針」という。）として、閣議決定により定めなければならない。

特定広域団体は、広域行政の推進に関して、関係市町村の意見を聴き、当該特定広域団体の議会の議決を経た上で、内閣総理大臣に対し、道州制特別区域基本方針の変更についての提案をすることができる。

四、道州制特別区域計画に基づく特別の措置

特定広域団体は、道州制特別区域基本方針に基づき、関係市町村の意見を聴き、当該特定広域団体の議会の議決を経た上で、その広域行政の推進に関する計画（以下「道州制特別区域計画」という。）を作成することができる。道州制特別区域計画には、目標、実施しようとする広域的施策の内容、当該広域的施策と併せて実施しようとする特定事務等（国の行政機関の長の権限に属する事務等のうち、法令の特例措置が適用されるものとして定められた、国が開設した病院等の指定、商工会議所の定款変更等の認可、調理師養成施設の指定及び危険獣法の許可に関する事務）の事項等を定め、特定広域団体が道である場合は、この法律に掲げる国が実施している工事又は事業（砂防工事、保安施設事業、開発道路改築事業、二級河川改良工事）のうち、当該広域的施策と併せて自ら実施しようとするものの内容を定める。

五、交付金の交付

国は、道である特定広域団体が、この法律に掲げる国が実施している工事又は事業を自ら実施するときは、その実施に要する経費に充てるため、施設整備の状況その他の事項を勘案し、国が実施するならば国が負担することとなる費用の割合を参酌して、予算の範囲内で、特定砂防工事交付金、特定保安施設事業交付金、特定道路事業交付金又は特定河川改良工事交付金を交付することができる。

六、道州制特別区域推進本部

道州制特別区域基本方針の案の作成、道州制特別区域基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること等を行うため、内閣に、内閣総理大臣を長とする道州制特別区域推進本部を置く。

七、施行期日等

（一）この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、法令の特例措置は平成19年4月1日から施行する。特定砂防工事交付金、特定道路事業交付金及び特定河川改良工事交付金の交付は平成22年度以降の年度の予算から、特定保安施設事業交付金の交付は平成19年度以降の年度の予算から適用する。

(二) 政府は、法令の特例措置の施行後8年を経過した場合において、広域行政の推進における国及び特定広域団体の行政の効率化の状況その他のこの法律の施行の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、交付金に関する制度その他の広域行政の推進に関する制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

②継続審査となった議案

特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案 (第164回国会参第2号)

【要旨】

本法律案は、特殊法人等の業務の適正な運営の確保等に資するため、特殊法人等の役員及び職員について、その離職後、特殊法人等と密接な関係にある特定の私企業の地位に就くことの制限に関する措置を定めようとするものである。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(第164回国会参第7号)

【要旨】

本法律案は、旧陸海軍の関与の下で行われた女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制により、それらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実につき謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資する措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題であることにかんがみ、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に必要な基本的事項を定めようとするものである。

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための 国家公務員法等の一部を改正する法律案(第164回国会参第13号)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関等の業務の公正な執行の確保等に資するため、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化に関する措置を講じようとするものである。

国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図る ための会計法の一部を改正する法律案(第164回国会参第14号)

【要旨】

本法律案は、国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るため、指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の内容及び過程に関する事項、落札者又は随意契約の相手方の役員のうちの國の職員であった者の数等を公表しなければならないこと等を定めようとするものである。